

消費税率及び地方消費税率の引上げの円滑な実施について

(平成二十六年四月一日 (火) 閣議 内閣総理大臣発言)

- 一. 本日から、国民の皆様には八%の消費税をご負担いただくこととなります。今回の引上げは、年々増加する社会保障の費用を賄うとともに、国の信認を維持するためのものであり、引上げ分は全額が社会保障の充実・安定化に充てられることとなります。子ども・子育て支援などを充実するとともに、世界に冠たる国民皆保険、皆年金をはじめとする社会保障制度をしっかりと次世代に引き渡していくよう、政策をすすめていく必要があります。
- 二. 消費税率引上げに当たっては、事業者間の取引において、中小企業・小規模事業者等が、消費税率引上げ分を適切に価格転嫁できるよう、既に違反行為に対して公正取引委員会等が相当数の指導を行っているところですが、強力かつ実効性のある転嫁対策等を引き続き推進していく必要があります。
- 三. また、消費税率引上げに伴う反動減等による景気下振れリスク等に万全を期す観点から、平成二十五年度補正予算に加え、平成二十六年年度予算についても早期の実施を図り、年度前半に的確に経済効果を発揮させる経済・財政運営に注力していきます。今後とも経済状況を注視し、機動的な財政運営を行っていきます。
- 四. 各大臣におかれては、社会保障・税一体改革に関する国民の皆様のご理解とご協力を得るため、その意義の丁寧な説明とともに、転嫁対策や予算の早期実施等について政府一丸となった対応をお願い致します。